

Business News

第270号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への「テレワーク導入支援」についてご案内いたします。

新型コロナウイルス感染症対策 経営環境の整備 その3 (テレワーク導入支援)

今般の新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを導入した企業に対し、以下のような支援策が用意されています。

1. 働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）

「働き方改革推進支援助成金」に、新型コロナウイルス感染症対策を目的とした取組を行う事業主を支援する特例コースが時限的に設けられています。

(1) 対象事業主

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規（※）で導入する、労災保険適用の中小企業事業主。※試行的に導入している事業主も対象

(2) 助成対象の取組

テレワーク用通信機器（※）の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更 等

※シンクライアント端末（パソコン等）の購入費用は対象。シンクライアント以外のパソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象外。ただし、レンタルやリースについては、5月31日までに利用し、支払った経費に限り対象。

(3) 主な支給要件

事業実施期間中（2020年2月17日～5月31日）に、助成対象の取組を行うこと、テレワークを実施した労働者が1人以上いること、が要件

(4) 補助率

1/2 （1企業当たりの上限額：100万円）

2. IT導入補助金

「通常枠」に加え、新型コロナウイルス感染症対応「特別枠」を創設。ITツール導入による業務効率化等を支援。「特別枠」の補助上限：30～450万、補助率：2/3で、ハードウェア（PC、タブレット等）のレンタル費用も対象となる。（ハードウェアのレンタルのみは対象外。ソフトウェアの導入が必須）「特別枠」の申請期間（1次）は、2020年5月11日～5月29日17:00まで。2次以降は後日案内。

3. 税制面での支援

(1) 少額減価償却資産の特例

中小企業は、30万円未満のテレワーク用設備（パソコンやソフトウェア）について、全額損金算入することが可能。

(2) 中小企業経営強化税制 ※詳細は調整中

「中小企業経営強化税制」に、デジタル化促進のための設備投資に係る新たな類型を追加し、テレワーク用設備等を導入する場合に、即時償却又は設備投資額の7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除が活用可能。詳細・申請方法は「中小企業税制パンフレット」をご確認ください。
<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/pamphlet/2019/191010zeisei.pdf>

4. 最新情報・お問合せ先等

上記の内容は、2020年5月1日現在のものです。最新の内容や詳細は、以下のHPでご確認ください。

・厚生労働省「働く方と経営者の皆さまへ【テレワーク】」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata

このニュースは三井住友海上経営サポートセンターの会員様に発信しております。

三井住友海上火災保険(株) 101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL03-3259-1443 URL <https://www.ms-ins.com/business/keiei-support/>

※三井住友海上では、外部専門家と連携し、企業・法人経営者の皆様にご有益な情報を提供しています。